八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費があること。	特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十五　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校児童生徒に対する支援推進事業（学びの多様化学校の設置促進）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。	地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費があること。	特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十五　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校特例校の設置促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。	地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。